第308号　2020年12月17日(木)

今号の主な内容

2面　整合性ゼロの菅首相答弁
3面　京大よ、琉球人の遺骨を還せ
4面　〈論考〉ベーシックインカムを考える(第1回)
5面　ルポ　住民投票　奇跡を生んだ市民の闘い(下)
6面　菅政権のワクチン政策の問題

THE FUTURE
未来

●第1・3木曜日発行　1部200円(本体182円)
●発行所　『未来』編集委員会
〒577-0023
大阪府東大阪市荒本2丁目14-5
●発行人　山本 康
●定期購読　購読料(送料別)
1月　400円(送料　188円)
半年2,400円(送料1,128円)
1年4,800円(送料2,256円)

関西電力
大飯原発

大阪地裁、設置許可を取消し
9原発16基の運転に影響も

12月4日、福井県や近畿地方の住民らが関西電力大飯原発（福井県おおい町）3、4号機の国の設置許可を取り消すよう求めた行政訴訟で、大阪地裁は許可取り消し判決を下した。国による安全審査の妥当性を否定したこの判決の意義は大きい。（本間千秋）

森鍵一（もりかぎはじめ）裁判長は、いわゆる基準地震動について「規制委員会の判断に看過しがたい過誤、欠落があり、設置許可は違法」とした。

03年、名古屋高裁金沢支部が高速増殖炉原型炉「もんじゅ」の設置許可を無効と判断をしたが、福島第一原発事故後の新たな規制基準が設けられてから原発の設置許可を取り消す司法判断は初めてだ。

基準地震動

今回の裁判で、「審査のガイドラインには、基準地震動の設定にあたっては過去に起きた地震の規模の平均値より大きな規模の地震が起きることも想定し、その『ばらつき』（不確かさ）を考慮する必要があると書かれている。原子力規制委員会は、『ばらつき』を考慮する場合、平均値に何らかの上乗せをする必要があるかどうかということすら、検討していない。審査の過程には看過しがたい誤りや欠落があり違法だ」という判断を示し、設置許可を取り消した。

関電は、耐震設計の目安とする基準地震動（最大の揺れ）の算定で、原発周辺の地層の調査や過去の地震のデータなどから基準地震動を856ガル（加速度の単位）と算定し、規制委が福島第一原発事故後の13年に策定された原発の稼働を認めるための新規制基準に適合するとして設置許可を出していた。これにより18年3月に3号機、5月に4号機が再稼働した（現在2機とも定期検査で停止中）。

国の安全基準に疑問

判決が疑問視したのは、電力会社が原発で想定される地震の最大の揺れだとする基準地震動（Ss）である。電力会社が耐震設計の目安として原発周辺の地層や想定される震源、活断層の長さ、過去の地震データなどから算定するものであり、原子力規制委員会がチェックするとしている。

しかし05年以降、基準地震動を上回る地震が東北電力女川原発など4つの原発周辺で観測されている。福島第一原発事故では核燃料が溶け落ちるメルトダウンが発生、水素爆発も起き大量の放射性物質が広範囲に飛散した。この事故後に発足した原子力規制委員会は13年に新規制基準を策定し、関電は新基準に基づいて大飯原発3、4号機の基準地震動を856ガルに引き上げ、規制委も了承した。

これにたいし、元規制委員長代理の島崎邦彦・東大名誉教授（地震学）は、16年に大飯原発の基準地震動について関電の計算方式では揺れを過小評価する恐れがあると指摘し、規制委に再考を求めた。規制委が再計算し、「再計算は不適切だった」と非を認めながら、「見直さない」と突っぱね、田中俊一委員長（当時）は記者会見で「島崎氏が言っていることには根拠がない」と言い切った。

ところが同じころ、地震動の計算方法をつくる政府の地震調査委員会内でも、規制委の審査姿勢に疑問の声が上がっていたことが判明している。16年4月の熊本地震後、複数の計算方法を採用するよう求めていた。だが規制委は地震学者の継承を無視し、関電の計算結果は「問題なし」と判断。新基準に適合したと決定し、18年に大飯原発が再稼働した。

基準地震動の計算式

住民側は関電の計算式は海外を中心に起きた53個の地震データの平均値に基づくもので個々の地震には平均値から外れた「ばらつき」があると主張、基準地震動は1150ガル以上になる可能性があると耐震性の不足を訴えた。

森鍵裁判長が判決で重視したのも、この「ばらつき」である。規制委が審査ガイドを作る過程で「計算式よりも大きな地震が発生することを想定すべきだ」との指摘があったにも関わらず、国が上乗せの必要性を「何ら検討しなかった」と厳しく批判したのである。地震動の想定は設備に必要な耐震性を判断する根幹である。判決が確定すれば、新規制基準に適合したとされている9原発16基は運転資格を失うことになる。

国は判決受け入れよ

原告の市民グループ共同代表のアイリーン・美緒子・スミスさんは、「判決は、地震国の日本で原発事故から市民や環境、経済を守るための最後の警告だ。これを機に原発を動かさないで欲しい。国側は控訴すべきではない」と訴えた。同じく共同代表の小山英之さんは「すばらしい勝訴判決だ。来週には原子力規制委員会に行き、判決の指摘を受け止めるように申し入れたい」と話した。弁護団長の冠木克彦弁護士も、「国側は裁判の中で大きな地震がきたときにどうするのかと説明を求めても、論理的な証拠を出せず、『専門的な知見に司法は口出しをするな』という主張もしている。判決はそうした不誠実な姿勢を糾弾したものとも考えられる」「本当に大きな影響力がある」と述べた。

原告や支援者からは「国は全ての原発の設置許可を取り消せ」という声が相次いだ。

関西電力大飯原発3、4号機の設置変更許可を取り消した大阪地裁判決後、勝訴の垂れ幕を掲げる原告ら（4日、大阪市北区／時事）

関生大弾圧を許さない
京都市内で集会

11月24日、「労働組合つぶし大弾圧を許さない！11・24集会」が、「労働組合つぶしの大弾圧を許さない！京滋実行委員会」の主催でキャンパスプラザ京都においておこなわれ、約100人が参加した（写真上）。この集会は、京都地裁でおこなわれている「加茂生コン強要未遂事件」裁判の判決（12月17日）に向けて、無罪判決をかちとるために開催された。立命館大学名誉教授の吉田美喜夫さんの講演と森博行弁護士による公判報告があった。

森弁護士は、事件では「脅迫」はなく、就労証明書の発行は会社の義務。法的には無罪判決以外にありえないと説明した。

韓国子会社
来年1月に

労組つぶしで全員解雇
サンケン電気に抗議

横断幕を広げて抗議する労働者ら
（12月4日、大阪市内）

12月4日、昼休みの時間帯に、サンケン電気大阪支店（大阪市北区）に抗議と申し入れがおこなわれた。おおさかユニオンネットワークが主催し、33団体が参加した。緊急の取り組みとなったが50人が集まった。

支店前に据えられた音響効果が抜群の大型スピーカーから韓国の労働歌が鳴響く。戦闘的な韓国の現地行動を大阪の地で再現した。韓国サンケン労働組合の女性労働者が韓国語で「サンケン電気は本当に卑劣で汚い許しがたい会社です」と糾弾。それを日本語に通訳、支店がある西梅田一体に響き渡った。ここはグローバル企業やホテルが集結する地区で、働く労働者や市民に韓国労働者の肉声が直に伝わる臨場感一杯の闘争となった。

この日は、サンケン電気の完全子会社である韓国サンケンの労組つぶしのための組合員全員への解雇通告（7月9日）、来年1月20日の雇用関係解消＝解雇強行を阻止するために、全国の支店や営業所にたいする申し入れ行動として取組まれた。12月20日には埼玉の本社でデモ行動が予定されている。コロナ禍で韓国からの遠征が困難であることにつけ込んだ解雇攻撃を突き破る日韓連帯行動である。

（2面につづく）

「サンケンは卑劣で汚い」

来年1月、労組つぶしで全員解雇

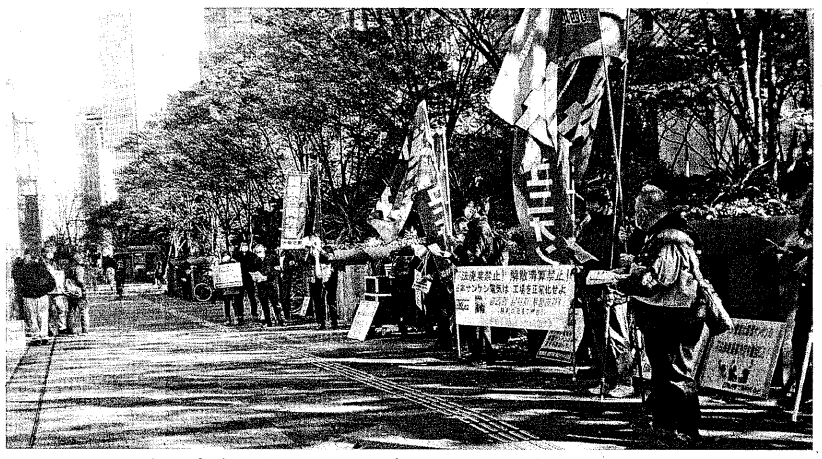

サンケン大阪支店に向けてシュプレヒコール（12月4日、大阪市内）

（1面から続く）

申し入れ団はサンケン電気大阪支店のオフィスがある明治安田生命大阪梅田ビルの25階に上がっていく。ドアは全て施錠されている。インターホンに出た社員は役職や氏名を明らかにせず「帰ってくれ」「支店長は不在」「あなたたちとは会わない」「対応する者を置いていない」「申し入れ書はポストに入れておいてくれ」と面会を拒絶。まさに不当労働行為企業、悪徳企業の典型的な対応だ。

この行動と一体で玄関前では、大音響で韓国サンケン労組の訴えや労働歌が流れた。

玄関前で申し入れ団が怒りの報告。参加者全員で抗議のシュプレヒコールを大阪支社に叩きつけた。連帯ユニオン関西生コン支部、全港湾大阪支部、大阪全労協等の参加団体から日韓連帯のアピールを受けて1時間の行動をした。参加した労組や団体は日韓連帯・解雇撤回までたたかいを固く誓いあった。

馬山自由貿易地域

サンケン電気株式会社は、1946年設立。埼玉県新座市に本社を置く半導体・電気機器の中心メーカーで、北米・中国など展開するグローバル企業だ。資本金209億円、連結労働者数約9500人、東証1部上場。日本の電源メーカー3社の中心的な存在である。韓国サンケンは100％子会社で、オフィス向け発光ダイオード（LED）の灯具の製造・販売を手がけ、慶尚南道昌原市（キョンサンナムドチャンウォン）、馬山（マサン）自由貿易地域内にある。

サンケン本社は自由貿易地位域（関税優遇、労働法適用除外など）を利用して韓国に進出した。そこに民主労総の組合が作られたことから、争議が始まった。日本本社は組合つぶしの偽装解散を7月9日決定した。詳しい経緯は申入れ書（添付）を参照されたい。

関西では80年代アジアスワニー日韓連帯争議が壮絶にたたかわれ、その勝利の経験から日韓連帯の歴史が築かれた。サンケン争議はまさにアジアスワニー闘争を再現するたたかいである。ここで日韓連帯の〈今日の質〉が問われている。

サンケン電気のやり方の中には「植民地主義」が貫かれている。このグローバル企業とたたかうために労働運動の全潮流の結集を訴えたい。これは関生弾圧への反撃と労働運動の再生をめざすのたたかいだ。（森川数馬）

抗議申し入れ書

7月9日、サンケン電気は取締役会で、赤字を理由に突然一方的に、韓国サンケンの解散を決定し、ホームページに発表しました。これは韓国の社長も知らないことでした。この解散は労働協約や韓国の法律にも反するものです。

韓国サンケン労組は、サンケン電気取締役会の決定直後から社前に座り込みテントを設営し、闘争に突入しました。

この会社解散は、何よりもまず労働組合つぶしです。

労働組合つぶしは、1996年に韓国サンケン労組がナショナルセンターを韓国労総から民主労総へと転換したことを契機に、執拗に繰り返されてきました。今回も本社の和田社長が韓国サンケン社長との話において、整理解雇を撤回させた4年前の闘いを非難し「組合があのような闘いをやらなければ（つまりおとなしく解雇されておれば）会社を解散しないで済んだのだ」と言い放ちました。

この会社解散は、赤字を理由にしていますが、計画的な赤字作りによる、偽装解散です。

工場を正常稼働させるという3年前の解雇撤回―原職復帰をした時の合意を踏みにじり、その後一切の設備投資をせず、新規事業も行わず作れば作るほど赤字になる注文数しか本社は韓国サンケンに発注せず、意図的に計画的に赤字を作ってきました。

またサンケン電気は、韓国サンケンに発注する代わりに、秘密裏に同じ製品の生産を韓国で外注して韓国サンケンの名を使ってドイツやイギリスに輸出していました。更に韓国で別会社を買収し、そこからは利益を上げていたのです。

この会社解散は、コロナ口実とした日本の入国禁止措置によって、韓国サンケン労組が4年前のような日本遠征闘争ができない状況を利用して行われました。

サンケン電気は、コロナで日本遠征闘争ができない状況が「2年間」続くと判断し、解散を決定しました。韓国サンケンの労使協議で会社側が明確に述べています。コロナを利用して、会社の利益のために労働者の命と生活を奪うサンケン電気の卑劣な反社会的行為を許すことはできません。

韓国サンケンは、会社清算手続きを一刻も早く進めようと、8月31日締め切りで、賃金の60カ月分という破格の早期割増退職金（慰労金）を提示しましたが、「わたしたちの要求は、慰労金なんて要らない、現場に戻り労働者として働くことだ」と組合員は誰一人受け取りませんでした。

韓国では、民主労総、金属労組傘下の組合を中心に慶南地域対策委員会が結成され、地域における支援・連帯の輪の広が広がっています。金属労組中央では、韓国国会前で記者会見を開き、韓国サンケン労組を含め、コロナを理由に解雇、廃業、労組破壊を行う企業に対して、厳しく闘っていくと宣言しました。

日本では、「韓国サンケン労組と連帯する埼玉市民の会」、「韓国サンケン労組を支援する会」が結成され、毎週木曜日に、朝出勤時の本社前抗議行動などを行っています。

サンケン電気が、韓国サンケン労組との団交に応じず、解散撤回の要求を頑なに拒否し続ければ、企業イメージはますます悪化するばかりであり、私たちは今後闘いを更に強化していく決意です。

とりわけ、今回貴支店への申し入れに参加している大阪の労働組合の多くは、長年にわたって韓国の労働組合との交流・連帯の歴史を持っています。私たちは、韓国サンケン労組の訴えに応えて日韓労働者が連帯して闘うことの歴史的重要性を強く感じています。

以上の点から、韓国サンケン電気は、韓国サンケンの解散を撤回し、一刻も早く工場を正常に稼働することを強く要求します。

2020年12月4日
韓国サンケン労組を支援する会

「整合性ゼロの菅首相答弁」

学術会議任命拒否にデモ　神戸

「ウソつきはクビ」のプラカードを持って参加（12月6日、神戸市内）

「学術会議の会員任命拒否」に抗議するデモ、第3弾がおこなわれた（12月6日、神戸市内）。〈こわすな憲法！　いのちとくらし！　市民デモHYOGO〉と〈憲法改悪ストップ！　兵庫県共同センター〉が共催した。

森井俊行・神戸大名誉教授、内田樹・神戸女学院大名誉教授らが発言した。森井さんは「メモを用意しました。私自身が書いたもの、官僚のメモではありません」と皮肉を込め、「菅総理は、学問の自由を公然と奪う行為をおこなった。まったく整合性のない言い訳をしている。憲法23条『学問の自由』は、きわめて明確。日本が起こした侵略戦争に学問、芸術・文化、すべてが協力させられた。その痛苦な反省から、学問の自由を謳っている。二度と戦争に協力しない。学問、文化はすべての人びとのためにある」と話した。

内田さんは、「集まっているみなさんの平均年齢が高い。若い人たちが今回の問題を含め、菅政権の行為に疑問を持たないのが問題だ。私たちの責任でもある」（左に発言要旨）と訴えた。集会では「6名の任命拒否をただちに撤回し、法に基づき任命をおこなうこと」との決議を採択、菅首相あてに送付し、11日までに文書での回答を求めた。

集会後、横断幕や「6名の任命を！」「権力の乱用やめよ！」などプラカード・デモでアピール。日曜の昼間、200人が三宮センター街から元町駅まで行進した。

トップダウンに馴染まない　へこたれずに批判し続ける

内田樹さん

集まっているみなさんの平均年齢が高いですね。若い人たちが今回の問題を含め、菅政権の行為に疑問を持たない現状が問題だ。私たちの責任でもある。『毎日』の11月世論調査、菅内閣支持率のいちばん高いのが18歳から21歳の若年層、80％でした。今回の学術会議任命拒否、「問題ない」と答えたのが18歳から29歳までの59％です。若い人たちが、いまの政権のあり方に危機感を持っていない。内閣支持率いちばん高いのが若い世代、いちばん低いのが80代。この世論構成は、かなりいびつですね。

「選挙で勝った与党の総裁が首相。だから、好きにやっていい」と、そう思っている人が過半数ですよ。でも、菅政権がやっているのはGO-TOと携帯料金値下げ、学術会議任命拒否くらい。「軍事研究に舵をきる」という声もあるが、そんな大それた国家戦略を持っているのか。それなら、すべての学者、研究を集めなければ。「国力を上げる」というのは、そういうこと。イエスマンだけ集め、優秀でも少し文句を言えば排除するようでは、日本の学術力は下がる一方ですよ。それではとても国力増強などできない。

菅首相は、何がしたいのか。組織マネジメントであり目的なし。基本、橋下徹と同じ。大阪市で彼がやったことは自治体の基本になる行政、教育や医療をコストカットと称して崩していった。市民生活に密着した部分が強いところは、自立性がある。首長に物も言う。

菅首相も個々の国の根幹となる機関が、どう機能するかなどはどっちでもいい。言うことを聞く人間だけを集める。自分が無能だから、意見や考えの違う人たちと向き合い合意形成していく力がない。自分よりもっと無能な人を集めたがる。こういう人を総理にしてはいけない。今回の問題についても、薄笑いしながら「こういう反発があると思っていた」と、気にしていないというか、何が起きているのかわかっていない。今後も6人を任命しないでしょうから、違法状態が続く。600を超える学会が厳しく批判しているわけだから、政府に協力する学者は減少する。残るのはイエスマン、業績はいかがかという先生たちばかりになってしまう。国際社会からも日本の学術、その発信力は下がる一方でしょう。

若い人たちは、トップダウンの社会に馴染みきっている。だから、ぼくらは、へこたれずに声をあげ批判し続けること。蛙どうしが、蛙の数を競いあっていてはいけない。周りの若い人たちに「痛ましい現実だけど、直視しよう」と訴え続けていくこと。がんばりましょう。

（12月6日学術会議任命拒否デモ、集会発言要旨＝文責・本紙編集委員会）

京大よ、琉球人の遺骨を還せ

11月18日 京都で出版記念シンポ

京都大学にたいして琉球人遺骨の返還を求める裁判の原告と関係者らによる『京大よ、還せ―琉球人遺骨は訴える』（耕文社）の出版を記念するシンポジウムが、11月18日、京都市内で開かれた。原告3人の発言を紹介する。（見出し／文責ともに本紙編集委員会）

植民地主義は続く

松島泰勝さん（原告・龍谷大学教授）

この裁判が始まったのが2018年12月です。私は2017年から京都大学にたいして遺骨にかんする質問をし、遺骨を見せてくれと求め、またその返還を求めてきましたけれども、すべての対話が閉ざされてきました。なんとしても遺骨を取り返したいという気持ちで裁判を続けてきました。京大の態度は、琉球人にたいして敬意をもって接しているとは思えない。

京大は「金関丈夫は決して遺骨を盗んだわけではない。当時、取りうるべき手続きを取った」と言っているのですが、それにかんして具体的な証拠は何ひとつ示していません。金関丈夫が書いた本に、「沖縄県庁の幹部や沖縄県警の幹部から了解をもらった」という記述を証拠としているだけです。

百按司墓（むむじゃなばか）はお墓です。金関は、遺骨を盗んだ当時、百按司墓で住民が祭祀をおこなっていたことを彼の本で書いています。墓から遺骨を盗み出すことは、当時の刑法でも墳墓損壊罪という犯罪です。また墓から遺骨を盗み出すことを沖縄県の幹部が許可してよいという法律もありません。京大は嘘を言っています。正式な手続きを経て金関が遺骨を収集したと言えないのに、京大は、裁判で毎回毎回、「盗掘ではない」といっていますが、その具体的な証拠を一度も出していません。

なぜ遺骨を返さないのか。それは自然人類学、あるいは形質人類学と呼ばれる、人の骨を研究する研究材料として使おうと考えているからです。そこで日本人がいつから琉球を通って日本に渡ってきたかということを明らかにしようというものです。それは日本のナショナリズムのための研究です。そのためにわたしたちのご先祖の遺骨を利用しようとしているのです。

現在の研究は遺骨を破砕して、そのDNA配列を調べるというものです。破砕された遺骨はごみとして捨てられます。そのことによって、人類あるいは日本国民の学術上の利益が得られるという。そのために琉球人の遺骨は犠牲にしてもかまわないと。これは人種差別です。金関が遺骨を盗み出せたのは、日本が琉球を植民地にしていたからです。その不平等な関係性にもとづいて遺骨を盗んでいったのです。日本の植民地主義、日本帝国主義はいまだに終っていません。

沖縄県教育長への怒り

亀谷正子さん（原告）

昨年3月、台湾大学から帰ってきた63体の遺骨は依然として沖縄県教育委員会文化財課管轄の県立埋蔵文化財センターに置かれたままです。私は琉球に帰ってきたらシメタもの、同じ琉球人として祖先崇拝の文化を共有していますから、「話せばわかる」と思っていました。遺骨が台湾から帰ってきたとき、原告の連名で再風葬要請書を出しました。ところが「貴重な学術資料とする」として台湾大学や今帰仁村（なきじんそん）との合意の上で再風葬はしないという回答でした。全く納得できません。

その後、玉城さん（返還裁判原告）が63体の遺骨に関する情報開示を5回にわたり求めた結果、三つのことがわかりました。一つは、県教育委員会は、私と玉城さんが第一尚氏の子孫であることは認めるが、祭祀継承者としては認めていないということです。二つは、教育長は一度も教育委員会を開かずに、遺骨を学術資料であると決めていたことです。三番目は、7月28日の文化財課課長の回答で、教育長が、遺骨の返還交渉時に外国である台湾大学とのあいだで再風葬をしないという趣旨の協議書を作成したことは、越権行為ではないと述べていることです。教育長が琉球人としてのアイデンティティを喪失していると認識せざるを得ません。琉球の歴史を知らない若いウチナンチュは、復帰後40数年の間にこれほどまでにヤマトに同化してしまったとは、とても残念でなりません。

琉球民族には、明治以前から現在まで、連綿とつづいてきた二大信仰行事があります。一つは東御廻（あがりうまーい）りと、百按司墓をはじめとする聖地を巡礼する今帰仁上り（なきじんぬぶい）です。百按司墓を文化財に指定している今帰仁村では、全琉から参拝者が訪れ、祭祀がおこなわれています。その今帰仁村が、琉球人の祖先崇拝の心を無視し、京大に同調する教育長に追随しているのは情けないかぎりです。教育長の本質が明らかになったのは、情報開示請求を一人で始めた玉城さんの正義感の賜物です。私は原告として最後まで行動を共にします。

琉球人としての権利

玉城毅（たまぐすくつよし）さん（原告）

金関丈夫は今帰仁村の百按司墓、那覇市、豊見城市、中城村（なかぐすくそん）の久場（くば）から遺骨を盗んでいった。いま大きな問題になっているのが、「比嘉」という姓のお母さんとこどものご遺骨を持っていったことです。名前がわかっているので、12月5日に中城村でシンポジウムを開いて、ご親戚がいないか調査することになっています。

さて、沖縄県教育委員会が遺骨を「貴重な学術資料」といい、「台湾大学も研究できるようにしている」ということは、琉球人としての権利を自ら放棄したということです。これは大変な話です。中央政府、植民地主義の人たちにおもねって、中央に好かれようとする人たちがいるわけです。これは1609年（薩摩の琉球侵攻）のあとから出てきているわけです。これが、いまだに続いている。それが石垣島、宮古島、与那国島に基地をつくり、「辺野古が絶対だ」というのに通じています。

わたしたちはご遺骨の慰霊をおこないたいと文化財課に要望書を出したのですが、拒否されました。そのうえ埋蔵文化財センターの敷地内でも祭祀をするなといって、監視までしているのです。仕方がないのでわたしたちは、センターの外の歩道にミカンや果物、線香やお花を捧げて、そこで参拝をしました。こんなひどいことをやられました。これは植民地主義の精神をウチナンチュが持ってしまっているという根深い話だと思います。こういうことは日本人類学会の会長とか京都大学がわたしたちを全然相手にしないということにもつながっていると思います。

台湾大学との協議書のなかでは「学術資料として重要で優良な資料である」としたうえで、「台湾大学も研究できる」ということを約束していた。なぜ「台湾大学も研究できる」ということにしたのか。文化財課にはご遺骨の所有権も管理権もない。そこで「台湾大学に遺骨の研究ができると約束をした。誠意を持ってその約束を実行しないといけない」。だから「返さない」というところに持っていったのです。

そこで情報開示を求めました。1回目の情報開示で「学術資料とする」「継続して保管する」「台湾大学とも研究するし」「再風葬はしない」と内容の台湾大学との協議書が出てきました。これは書類一枚だけです。

これだけじゃないだろうと、2回目の開示請求をし、行政不服審査請求をしました。審査会の答申は「情報提供が不十分である」「不開示したことはその根拠規定に誤りがあった」と不適切と指摘しましが、「後々、開示したから妥当である」という回答でした。

情報開示で最後に出てきたのが、「当初予算・事業別及び細事業別概要説明書」です。事業とは「埋蔵文化財の適切な保存を図るため、埋蔵文化財調査に関する市町村への助言・指導及び基準等の検討を行う」こと。具体的には「人骨について、返還要請など、様々な主張をする団体があることから、早期に調査し、重要性を明らかにする必要がある」というもの。「様々な主張をする団体」とはわたしたちのことです。

続けて「九州地区における一貫した基準・方針を策定することにより、様々な問題に対応することが可能になる。また、人骨は最終場所の把握や研究資料としての重要性を明確にすることにより、本県の人類学、考古学研究に活用することができる」ともあります。

つまり、人骨の「研究資料としての重要性」にかんする九州・沖縄共通の基準を定めて、「学術資料として重要なので返しません。これは九州各県との約束です」という方向にもっていこうとしているようです。これは台湾大学との間でやったのと同じです。

わたしたちは完全に違法な採骨であるから、予算を出したのはまちがいであり、研究を止めるようにということで県内在住者22名による住民監査請求をすることになりました。12月中に予定しております。

琉球遺骨返還裁判 第7回弁論

原告らは直系の子孫

裁判終了後、京都御苑内で報告集会（11月19日）

琉球人遺骨の返還を京大に求める裁判の第7回口頭弁論が、11月19日、京都地裁で開かれた。裁判では弁護団が、原告の玉城毅さんと亀谷正子さんが、戦前、京大助教授の金関丈夫が盗掘した百按司墓に埋葬されていた第一尚氏の直系の子孫であることを示す証拠を提出した。弁護団は沖縄で現地調査をおこなって立証した。

辺野古・琉球弧の軍事基地を告発

11月28日、映画「ドローンの眼」上映会が大阪・港区で開かれた。主催は〈大阪の海と空を戦争に使わせない会〉。いま沖縄・辺野古で進む無謀な工事と琉球弧ですすむミサイル基地建設と軍事基地化の実態を知る集まりとなった。

1部「改正ドローン規正法と辺野古」2部「ドローンでみる沖縄の基地」（制作2019年10月「沖縄ドローンプロジェクト・森の映画社」（2018年から土木技術者奥間正則さんと市民有志でのドローンによる辺野古工事監視活動）の映像は活断層、軟弱地盤、海洋汚染、サンゴ破壊の実態が鮮やかに暴かれてゆく。撮影データと分析からその問題点が鋭く指摘され、闘いの方向性も示される。素晴らしい映像に参加者は釘付けになった。

また、「島唄」を広ける活動をおこない、広く平和活動を取組む牧志徳（まきしとく）さん（琉球諸島のカキルマ島出身、大阪・此花在住医療労働者）のお話と歌があった。（相模健二）

〈論考〉ベーシックインカムを考える（第1回）

月7万円で生保も年金もゼロ!?

深田京二

ドイツでは今年8月中旬からベーシックインカムの実証実験が始まっている。120人にたいして、1人当たり月額1200ユーロ（約15万円）が3年間、無条件に支給される。日本では竹中平蔵が「月7万円のベーシックインカムで生活保護も年金もゼロに」を唱え、物議を醸している。ベーシックインカムとは、果たして人びとを幸福にする手段なのか、それとも究極の新自由主義政策なのか。

究極の経済政策

ヨーロッパでベーシックインカムをめぐる議論が盛り上がっている主要な原因は、先進諸国の経済成長が長期的に停滞していることである。特に2008年の金融危機（リーマンショック）以降の世界経済のGDP成長率は3%台後半で推移してきた。金融危機直前の07年には6%に迫っていたことを考えれば、急激な落ち込みが続いている先進各国の政府は例外なく、大胆な金融緩和策をとって景気へのてこ入れをおこなってきたが、思うような効果を上げていない。

そうしたなかで「究極の経済政策」といわれているのが、「ヘリコプターマネー」である。これは国が元利払いの必要がない債権（無利子永久債）などを中央銀行に渡し、引き換えに受け取ったお金をさまざまな形で国民にばらまくというものだ。それによって需要を喚起しようというねらいがある。あたかもヘリコプターからばらまくようにお金を使うことから「ヘリコプターマネー」と呼ばれている。これを提唱したのがアメリカの経済学者で「新自由主義の旗手」と呼ばれたミルトン・フリードマンだ。

ベーシックインカムはヘリコプターマネーのひとつと考えられている。つまり「ベーシックインカムは究極の新自由主義政策である」として、労働運動や反貧困運動に携わっている人びとのなかでは警戒感が強い。そうした危惧を裏付けるように登場したのが、竹中平蔵の「1人7万円のベーシックインカム」である。

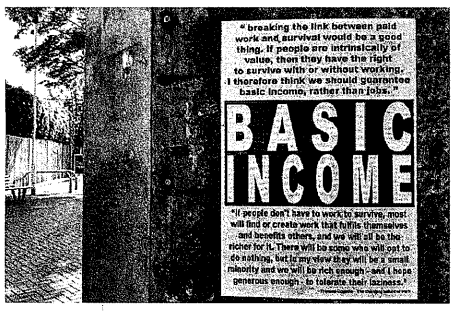

自己責任論の詭弁（きべん）

9月23日、BS-TBS番組「報道1930」では、「ベーシックインカムを導入することで生活保護が不要になり、年金も要らなくなる。それらを財源に」という竹中の発言が大きなパネルで紹介された。竹中が提案したのは「所得制限付きのベーシックインカム」で、「国民全員に毎月7万円支給」「所得が一定の人はあとで返す」「マイナンバーと銀行口座をひも付けて所得を把握」という。

「所得制限を超えた人が、支給された現金をあとから返す」というこの制度は、ベーシックインカムとは呼ばない。これについては、次回、詳しく述べたい。

この報道のあとにおこなわれたニュースサイトのジェイ・キャストニュースのインタビューで竹中は、「単なる社会保障の削減になるのではないか」という質問にたいして、「（それは）まったくない」と答えて、以下の持論を展開している。

「菅総理が自助という言葉を使われた途端に、自助とは『弱者切り捨て』と言われましたが、それはまったく逆でね。これは小泉純一郎元総理がいつも言っていたことなんですが、自ら助くる者がたくさんいればいるほど、本当に助けが必要な人を助けられる。本当の弱者を助けるためには、自助の人ができるだけ多くいなければならないんです。それはどんな社会になっても、普遍の原理ですね」

これは典型的な自己責任論である。竹中がここで言っていることが「普遍の原理」であるはずがない。以下、その理由を述べる。

日本の生活保護制度の補足率20%程度だと言われている。生活保護基準を下回る経済状況にある世帯の5分の1しか、実際に生活保護を受給していないのである。つまり竹中のいう「本当の弱者」の5分の4が制度から見放されているのである。生活保護基準とは憲法25条でうたわれた「健康で文化的な最低限度の生活」のことである。国は四の五の言わずに、これを無条件で保障しなければならないのだ。だから補足率20%という現状を放置することは許されない。それを解決する方法は極めて簡単である。生活保護費の予算を5倍にすればいいのである。

これは荒唐無稽なことでも何でもない。義務教育の例に取ればすぐにわかる。憲法第4条では「国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料は、これを徴収しない」とうたっている。もしも政府が「わが国は財政難だから、これから公立の小中学校でも授業料を徴収する」と言い始めたら、いったい誰が納得するだろうか。「ふざけるのもいい加減しろ」と一蹴されるに決まっている。生活保護の補足率を100%にするために国が予算を5倍にするのは当たり前のことなのだ。「自助の人」がどれだけいるのかどうかは、憲法25条の規定とは何の関係もないのである。竹中の言う「普遍の原理」とはたんなる詭弁にすぎない。

不公平な分配

現在の生活保護費の予算額は約3・8兆円である。そのうち約50%を医療扶助、約15%を住宅扶助が占めている。これらは受給者に現金が支給されるわけでない。実際に現金が渡されるのは残り約35%を占める生活扶助費である。生活保護費予算の3・8兆円のうち受給者に現金として渡されるのは1・3兆円である。

GDPに占める、公的扶助の現金支給総額の割合で見ると、日本は極端に少ない。同志社大学の埋橋孝文教授が経済協力開発機構（OECD）統計（2013年）から算出したところによると、日本はわずか0・8%。これにたいしてドイツ2・0%、フランス2・0%、アメリカ3・7%、イギリス4・3%となっている。日本は先進国中最下位レベルなのだ。GDPとは国内で産出された財とサービスの合計である。このパーセンテージが示しているのは、国内の富の分配において、日本がいかに不公平な国であるのかという事実に他ならない。その責任は政府にある。そのことをさしおいて、「自助」をうんぬんするなど論外だ。

では、富の公平な分配とはいかにして実現されるのだろうか。それは単なる経済政策の領域を超えた問題である。なぜなら、その分配の基準は人びとがその正当性を認め、納得のいくものでなければならないからだ。

今日、世界の富の分配は実際にどのようにおこなわれているのだろうか。貧困問題に取り組んでいる国際NGOオックスファムが2019年1月に発表した報告書によれば、世界で最も裕福な26人が、世界人口のうち所得の低い層の半数に当たる38億人の総資産と同額の富を握っているという。米経済誌フォーブスが毎年発表している世界長者番付で2018年版のトップに立ったのは、アマゾン創業者のジェフ・ベゾスで、その資産総額は1120億ドル（約11兆8700円）だった。このときは初めて1000億ドルの大台に乗ったことで話題になった。またベゾスの1年間の資産増加額は392億ドル（約4兆1600億円）で、これもまた過去最大の増加額となった。11兆円と言えばギリシアの国家予算に匹敵する。私たちはいつからこのような恥知らずな世界で生きていくハメに陥ってしまったのだろうか。はたして、ここから抜け出す道はあるのだろうか。

その答えのひとつがベーシックインカムなのである。（つづく）

〈革命〉に生きた青春を次の世代に

84歳の独り言――出会った人びと④

大庭 伸介

朝鮮戦争勃発2周年目の1952年6月25日の早朝、千数百人の朝鮮人や失業労働者・学生が、東洋一を誇る大阪の国鉄吹田（すいた）操車場に突入した。朝鮮の戦場に送られる米軍の武器・弾薬を積んだ列車を阻止するためである。

彼らは整然と隊列を組み、太鼓をたたきラッパを吹き鳴らして、手には竹槍や棍棒・火炎ビンを持っていた。国鉄当局があらかじめ軍用列車を他に移していたため、所期の目的を達成することはできなかったが、広い操車場は完全にデモ隊が制圧した。

実はこの吹田事件と呼ばれる実力行動は、警官隊の注意を引きつける陽動作戦で、本命は枚方（ひらかた）にある旧陸軍工廠の爆破であった。当時17歳の夜間高校生脇田憲一さんは、このとき見張り役を担った。爆破工作は朝鮮人が担当したが失敗に終った。

翌1953年7月、南近畿一帯を豪雨が襲い、紀伊半島の山間部は甚大な被害をこうむった。日共大阪府委員会は水害救援活動を立ち上げ、復旧作業のため若い党員を中心に、現地へ救援隊を派遣した。復旧作業が一段落すると、そのメンバーを中心に山村工作隊が結成された。山に働く人たちに働きかけて、革命の根拠地を築くという戦略である。

水害救援隊に加わっていた脇田さんは、山村工作隊に志願した。しかし〝革命近し〟という主観主義的な情勢判断に基づく山村工作隊は、たちまち破綻した。

1955年、日共は第6回全国協議会（6全協）を開いて軍事方針を破棄した。脇田さんたちは「極左冒険主義者」として党から見捨てられた。

しかし脇田さんは、食糧の補給が途絶えても歯をくいしばって耐え抜いた隊員を包んで、労働者仲間として付き合ってくれた山村の人たちとのふれあいをつうじて、革命家としての自己を鍛え上げていった。

私が脇田さんと知り合った1970年代後半、彼は総評地方オルグで大阪労働運動史研究会の事務局長であった。40歳を過ぎたばかりの彼は、すでに成熟した革命家の風格を備えていた。

脇田さんは60歳を過ぎて「革命とは民衆のものであって、人間の一生で完結するものではなく、精神的な体験を次の世代に伝えていくものである」と考えるに至った。そして自らの体験をベースに、関係者からの聞き取りや検察資料などを検証して、『朝鮮戦争と吹田・枚方事件』（明石書店）という大作にまとめた。

今、革命という言葉は改革や変革と言い換えられ、資本や権力側との共通語になっている。

本書は日本人と朝鮮人の熱い共闘のドキュメントであり、民衆の抵抗権・武装権について実践的に問題を提起している。（つづく）

松井・吉村の責任追及へ

ルポ 住民投票　奇跡を生んだ市民の闘い（下）

剛田 力

悪あがきする維新

住民投票の結果を踏みにじって、維新はなおも大阪市の財源、権限を奪い取ろうとあがいている。

「大阪都構想を応援して頂いた皆様に感謝です。残念ながら否決されました。しかし、大阪の成長発展こそが日本の成長に繋がるそんな大阪にしなくてはなりません。そのためにはどう考えても大阪都構想しかありません。必ず3度目の挑戦をするときが来ます」（東徹・日本維新の会総務会長）。

松井大阪市長は5日、「府・市の広域行政の一元化に関する条例」策定を目指す考えを示した。大阪市を残して区長の権限を強化する「総合区制度」にも言及した。「府・市一体、広域行政一元化の条例を作ればよいと思っている。都構想の代案だ」として、関連の条例案を21年2月の市議会に提出する方針も示した。

大阪市廃止の住民投票に抗議するデモがおこなわれた（9月21日、大阪市内）

「都構想」でムダづかい

大阪の「失われた10年」の責任を取らさなければならない。特に、コロナに関連する倒産や失業があいついでいる現実。保健所の職員数が、コロナ前の定数にすら達していないという問題。「都構想」に多大な役所のリソースを使った責任をどうとるのか、明らかにさせることが必要だ。

大阪府知事と大阪市長を独占した維新は、この10年間、大阪市廃止を実現するべく、人員・資金・権限・時間という4つの政策資源を集中してきた。大阪市廃止を推進する合同組織（大阪府副首都推進局・大阪市副首都推進局）を設け、府市の職員を集めた。また、大阪市廃止に向けた一環として、大阪市営地下鉄の民営化や公立病院の統廃合などを進めてきた。逆に、他の行政分野での政策資源を減らしてきた。市民局、福祉局、健康局、こども青少年局、環境局、都市整備局、教育委員会事務局、区役所など、市民生活と密接に関係する組織、部局に配属される職員や配分される財政、検討されるべき条例、課題について議論する会議の時間が、大阪市廃止のために割かれてきた。

地域政党「大阪維新の会」は2010年に結党して以降、党最大の公約に掲げた「大阪都構想」の実現を目指してきた。制度設計を担う大阪府と大阪市の共同部署「大都市局」が設置された13年4月以降、都構想関連の事務には少なくとも100億円を超える府市の公金がつぎ込まれ、多くの職員も投入された。

都構想の法的根拠となる大都市地域特別区設置法（大都市法）が12年9月に施行され、13年4月には約100人の職員を集めて大都市局が発足した。橋下は15年5月の住民投票にこぎつけたが、反対70万5585票、賛成69万4844票の1万票差で否決され、政界引退に追い込まれた。大都市局も6月に廃止された。

しかし5カ月後、「都構想への再挑戦」を掲げた知事・市長のダブル選で勝利。16年4月に再び府市にまたがる「副首都推進局」が設置され、最大約100人の職員が毎年投入された。大都市局と副首都推進局の総人件費は計約68億円に上る。大都市局が設置された13年以降、首長選は14年の出直し市長選を含めて3回実施され、計約18億円が費やされた。

また住民投票関連の経費を巡っては、5年前が約8億1000万円。今回は住民説明会が8回のみで39回実施された前回より大幅に減ったが、新型コロナウイルス対策などで経費がかさみ約10億7000万円が予算計上されている。

吉村や松井が知事や市長の椅子に座り続けることなど、到底許されない。国政政党の維新にとってもダメージは深刻だ。「大阪都構想の実現は党勢拡大のカギ」と位置づけられていた。前回の住民投票で否決された際には、橋下政界引退を余儀なくされた。その結果、17年衆院選では14年衆院選で獲得した41議席を大きく減らし、11議席まで落ち込んだ。その後は党勢が回復し、次期衆院選では「30議席以上の獲得が確実」との分析もあった。ただこれは、「大阪都構想の可決が前提」だった。「今回の都構想否決と松井の引退表明は選挙戦どころか、「顔と看板を失った維新」といわれている。維新の解体に向かって追撃していこう。（おわり）

労働ニュース

●平均賃金（現金給与総額）前年比0・8％減の27万円

10月の毎月勤労統計（厚労省、速報）によると、労働者1人当たりの平均賃金、現金給与総額は前年同月比0・8％減の27万95円となった。7カ月連続のマイナス。（12月8日）

●高卒予定生への民間求人数、20・7％減

民間企業の来春卒業予定高校生を対象とする求人数は、前年同期に比べ20・7％減の約37万人（厚労省発表）。就職希望者も約1割減で、新型コロナウイルスが影響。公務員などの求人は含まれない。求人数は今春卒まで9年連続で増加していたが、今回は全国で前年同期を下回った。宿泊・飲食業が45・9％減、生活関連サービス・娯楽33・4％減、製造業は26・1％減だった。就職内定者は9・9％減だった。（12月8日）

菅政権の改憲動向

国民投票改正にねらい

（10月26日～12月9日）

菅政権発足後の臨時国会（10月26日～12月5日）は、「お答えは差し控える」という答弁（拒否）が急増し、桜を見る会問題も、安倍が首相時の答弁「補填はいっさいしていない」が虚偽であることが明白になった。コロナ感染の拡大の最中に開かれた臨時国会は、仕事や生活を守りながら感染抑止をどのように図るか重要な国会になるべきであった。日本学術会議会員の任命拒否に始まる菅首相への権力・権限の集中、答弁の拒否など、機能不全が目立った。コロナ危機にも、通常国会に続き延長せずに閉会した。正面から安倍後継、菅政権を批判し、野党を叱咤し激励することが必要だ。

安倍政権を引き継いだ改憲動向について概観してみる。所信表明演説では「与野党の枠を超え建設的な論議を行ない、国民的議論につなげたい」と表明した。短い見解は、安倍前首相「20年に新憲法発布」破綻の結果だが、「国民的議論に持ち込みたい」という意志を簡潔に表している。

10月29日　所信表明への質疑。「学術会議会員候補6人の任命を拒否した」ことを問われた菅首相は、「憲法23条学問の自由を、侵害しない」と、15条「公務員の選定と罷免は国民固有の権利」を引き合いに出し、「会員は特別職の国家公務員だから、内閣が任免権を有する。推薦どおりにしなければならないわけではない」とした。「国民に選ばれた議員、総理、内閣による任免は自由」とし、日本学術会議法を無視する言い訳だ。立憲主義を否定し憲法改悪を唱えた安倍前首相や、その後継である菅首相が個別法を超えて憲法を持ち出し、公務員の任免に言及することに強い違和感を覚える。

衆院憲法審査会

11月26日　衆院憲法審査会が国民投票法改正案の初めての実質質疑を行なった。改正案は自公、維新などが共同提出しており、「駅や商業施設などで投票できる」とする利便性向上などを掲げている。政党の資金力によるスポットCMやネット広告の規制などを分離し、国民投票法改正を押しきり改憲に舵を切ろうとする策動だ。

一方、国民民主党の山尾志桜里・憲法調査会長は、同性婚の容認や「デジタル基本権」創設、首相解散権の制約など党の改正案骨子を示した。自衛権行使の範囲を明確化する議論をおこない、年内に取りまとめる。玉木代表も「政策提案」を掲げ、憲法を巡り与党との議論を進める姿勢を述べている。

日本維新の会は、憲法審査会を「茶番」とし、「質疑打ち切り、採決を求める」動議を提出。自民改憲案の推進、与党の別働隊であることをいっそう明確にした。国民投票法改正案は、5日閉会した臨時国会で継続審議となり、来年1月18日開会予定の通常国会に持ち越された。

12月9日　政府は、断念した地上イージス・アショアの代替策としてイージス艦2隻の新造方針を自民・公明両党に提示し、中旬にも閣議決定する方針を示した。イージス艦の導入、運用の経費総額は盛り込まないという。アショア型費用は約6000億円超。新型レーダーを搭載するイージス艦1隻当たりの建造費は、約2000億円。2隻の艦隊を常時運用するには、補給や交代用に2隻の最低4隻。修理や整備訓練用を含めれば、さらに2隻の計6隻となる。既存の艦を転用するとしても乗員養成、増員が必要である。敵基地攻撃能力論、憲法判断などは除外されたままの推進である。

イベント紹介

反弾圧関西連絡会　学習会&会議

内　容：「大阪第2次弾圧（ストライキ）判決について」太田健義弁護士（関生弁護団）「京都弾圧（加茂生コン事件）判決について」森 博行弁護士（大阪労働者弁護団代表幹事・関生弁護団）

と　き：12月19日（土）　午後6時半

ところ：エルおおさか709号室

主　催：反弾圧関西連絡会（仮称）

サンケン電気は韓国サンケンの解散を　撤回しろ！12・20デモ

と　き：12月20日（日）　午前11時　集合　正午　デモ出発

ところ：埼玉県・新座市三軒屋公園（東武東上線志木駅南口より徒歩6分）

主　催：韓国・金属労組慶南支部韓国サンケン支会、韓国サンケン労組を支援する会ほか

労働組合つぶしの大弾圧を許さない　元旦行動

と　き：2021年1月1日（金休）　午前10時

ところ：大阪府警本部前

主　催：労働組合つぶしの大弾圧を許さない実行委員会

連載

菅政権のワクチン政策の問題

命をみつめて見えてきたもの㉗

有野まるこ

安全性と有効性

前号で三木俊二さんから意見を頂いた。連載を読んで頂き、紙上討論できることに感謝したい。いろんな誤解を生むことも懸念しつつ書いてきたので、言葉足らずの部分を補いながら3回にわたって意見を述べさせて頂く。今回は菅政権のワクチン政策について。

今、新型コロナワクチンを巡って起こっているのは異常な事態だ。未だ対象となるウィルスの全容が捉えられておらず、数種の変異も確認されているというのに、承認まで1年以内という異例の早さだ。米製薬大手ファイザーは「mRNAワクチン」という新しい手法で製造しているので期間を短縮できたというが、この手法でつくられたワクチンを人で使用することも初めてだ。安全性も有効性も十分に確認されていないと、国内外の多くの専門家が指摘している。保管にはマイナス70度が必要で扱いにくい代物だ。なぜこんなことが可能となるのか。通常の手続きをすっ飛ばしているからだ。ふつうワクチン開発は接種までに10年以上に及ぶことも珍しくない。基礎研究、モデル動物を用いた非臨床試験、ヒトで安全性を評価する第1相、投与量や投与回数を検討する第2相、大規模な被験者を対象に感染症の流行地域で有効性を評価する第3相という長いステップ。その上で規制当局による審査と承認だ。それでも副反応（ワクチンの接種に伴う、免疫の付与以外の反応）や薬害は後を絶たなかった。

今回の承認は第3相以前で「緊急使用の許可」だ。これも米国初だ。根拠法について、具体的には知らないが、米国には01年9・11事件後に、生物学的破壊兵器テロや感染症パンデミックによる「非常事態宣言」が宣言されると、保険福祉省長官に開発途中の医薬品の将来的購入契約や、未承認の医薬品を許可する権限が付与される法律が制定されている。医療版の「ショックドクトリン（危機・惨事利用型資本主義）＝戦争や災害で受ける大きなショックの後に生じる心理的・精神的空白を衝いて人びとをコントロールし、独占的利益を得る」との指摘がある。今、このショックドクトリンが世界を覆っている。自らも巻き込まれていないか、冷静に見極める必要性を感じてならない。

ワクチン接種を目前に、米国民の42％、フランスでは61％が反対しており政府は慌てている。当然の不安や警戒心だと思う。

こんなワクチンを買った菅政権に問い糾したい。「あなたの家では完成もしてない商品の購入契約をするのか」。コロナ禍で自殺者が急増している。必要なのは、怪しいワクチンではなく、断たれようとする命を救うこと、そのために充分な税金を注ぎ込むことだ。

「拒否の自由」こそ

購入する6000万人（1億2千万回）分が想定している対象者は大人の大半だ。「接種無料」だから、今の世相は「接種は当然」の方向へ傾斜する。ここでは「接種の自由」ではなく、「拒否の自由が奪われる」ことの方が問題となると思う。今回成立した改定予防接種法的で接種は「努力義務」だ。医療・介護従事者、高齢者が優先という。行政、医療・医学会、職場などを通じて接種が励行され、「ワクチンがあるから大丈夫、もっと働け、拒否は我ままに、感染したら責任とれるのか。副反応が恐い？救済措置があるやろ」という空気が広がることを懸念する。実際、ワクチン大国アメリカでは強制接種、「拒否で解雇」はよくあるという。その中で医療機関の労働組合が最高裁まで争って解雇撤回を勝ちとった報告がある。

介護や医療は密な労働だが、それ以上に問題なのは予防や防護のための物や器具の不足、さらに免疫力が低下し感染リスクが高まる労働環境や生活状態に置かれていることだ。他のエッセンシャルワーカー（医療や交通機関などライフライン維持のための職種に従事している人たち）も同じだ。そんな身体に、深刻な被害の可能性もあるワクチンが打たれるのは恐い。コロナは介護・医療のひっ迫を加速した。「介護・福祉総がかり行動」などが要求し続けてきたのは介護職の大幅賃上げと充分な職員確保、そのための国費投入と実効性ある具体策だ。今年も強く要求した。

丁寧な説明とは

これまで製薬会社が自らすすんで正確な資料を全面開示し、「ワクチンの効果とリスクを丁寧に説明した」試しがあったろうか。この間のワクチン開発過程での重篤な事案についても詳しい発表はない。また「丁寧な説明」があったとして、私たちが正しく真偽を検証できるだろうか。真実を知る専門家は口を閉じ、製薬会社の都合のよい論文を発表する研究者や機関には資金が提供されてきた事はくり返し暴露されてきた。「あなたが自由に選択した、結果責任もあなた」と切り返し、製造責任追及や補償要求を封じる武器にもなることを警戒したい。

また法による副反応救済措置規定は、現実には限定的適用で、切り捨てられ苦しんでいる被害者が多いことも知ってほしい。国による救済は、私たちの税金を使って、製造販売元の責任、補償を肩代わりすることでもある。まさに資本の利益のために。（つづく）

長崎より

ローカルから見えるもの①

非正規の生の声と姿

脇田和也（非正規雇用労働者）

長崎県の離島、A市にあるN社の販売部門店で働く非正規雇用労働者の実情を報告したい。――

違法だらけの職場

Aさん（男性）は、退社時に「奴隷だ。給料上げろ」と声をあげた。Bさん（男性）は、勤務歴は5年を超えているが、「社員になるには、何かの資格がなければなれない」と理不尽な壁をつくられている（5年の無期転換は地方には届いてない）。何度か彼がじっと考え込んでいる姿が見られた。Cさん（女性）は、愛社精神は強いが、「私らの頑張りのうわまえをはねているのは○○か幹部のどっちだろうね」とうめくように言った。

N社は、市内では3本の指に入るほどの従業員を抱えており、販売店舗では各種の農業関連商品を扱っている。この地域では公共性を持つ企業だ。

従業員は、レジ打ち、お客さんへの商品説明、注文への対応、メーカーへの発注、商品の運搬・配達など、多岐にわたる業務をこなしている。店長のみが正規職で、あとの4～5人は1年契約の臨時職。各人は月24日出勤のシフトで勤務。欠員が出ても応募者はなかなか現れない、不人気職場である。私はN社店舗の雇用実態に触れて、非正規雇用のきびしい現実を痛感している。

①冬期の日額賃金は6700円だが、夏季は7300円だ。夏季は1時間の残業だが、600円しか払われていない。この600円は「手当」だという。これは明らかに労基法に抵触している。ここで未払い賃金が発生している。

②早出勤務は8時30分からだが、実際は8時出勤が常態化している。「そうしないとオープンに間に合わない」のでサービス労働になっているのだ。ここでも未払い賃金が発生している。

③正月休暇の問題。12月31日、17時までの勤務命令に店長が「12時で上がりたい」と要望したが却下された。結局、1月1日と2日のみが正月休暇となった。この販売店は一般のスーパーとはちがい、食料品は置いていない。牛の飼料はあらかじめ飼育農家に周知しておけば問題は起こらない。一方、N社本体では6日間連続の休暇で、忘年会も開いている。

販売職場の労働者は「忘年会どころではない」。暮れから年明けは、お客さんの数も極端に少なく、ヒマを持て余す状況だ。店を開けておく理由はただ一つ、幹部のメンツなのである。ここでも、非正規雇用労働者への配慮は見られない。

幹部の人権感覚

④交通費は無いのと同じ。往復約10キロのガソリン代×24日の支給額は月額700円に届かない。誰もがあきれてしまう。「交通費は出してるよ」というアリバイである。ここにも経営幹部の「人権感覚のなさ」が表れている。（つづく）

シネマ案内

「赤い闇 スターリンの冷たい大地で」

監督：アグニエシュカ・ホランド
ポーランド・イギリス・ウクライナ合作（2019年）

1933年、世界は大恐慌におおわれていた。英国の記者ガレス・ジョーンズ（実在の人物）は、独ソ戦勃発に危機感を抱く。彼はその可能性を知りたいと思い、スターリンに単独インタビューをするために、個人記者としてソ連を訪問する。モスクワ滞在中に、「ウクライナでは何かたいへんな事態がおきている」という噂を聞き、彼はウクライナにむかう。ウクライナで見たのは、死体が街路にころがっている光景だった。何がおきているのか。この時、ウクライナでは農民が餓死しつつあったのだ。

当時、ソ連は「5カ年計画」によって工業化を推進していた。このなかで、1932～33年に、ウクライナで大飢饉（ホロドモール）がおきている。餓死者は少なくとも250～350万人（研究者によって、250万から1450万人まで幅がある）といわれている。これはスターリンが農業を集団化し、農民から強制的に穀物を徴収したことによっておきた。農民はみずから食べる穀物がなく、木の樹皮を食べて飢えをしのいだ。映画のなかでは、人肉を食べたことも描かれている。これらの事実は、まったく公表されなかった。

ジョーンズはイギリスに帰り、ウクライナで見た事実を発表する。しかし、だれも信じようとしない。ソ連との外交関係の悪化をおそれて、新聞記事にもできなかった。彼はアメリカの新聞王ウィリアム・ハーストに掛け合って、その大衆紙に記事を発表するが、「反共宣伝」以上に評判になることはなかった。

その後、ジョージ・オーウェルが小説『動物農場』、『1984年』という形で発表することによって、スターリン主義の問題がやっと知られるようになった。ちなみに、ジョーンズ記者は満州で取材中に亡くなっている（1935年8月、30歳になる直前）。彼の存在はまったく忘れ去られている。

ポーランド出身のホランド監督は、映画のなかでスターリン体制を冷たく・厳しく描いている。公安警察が外国人記者を尾行し、記者の会話を盗聴してまで、「革命」を防衛していた。ソ連当局は、何よりもウクライナの現実を人民に隠していた。事実が漏れてきて、ジャーナリストもある程度は知っていた。しかし、体制に妥協し、それ以上に調べることはしなかった。

独ソ不可侵条約（1939年）は、ソ連型「社会主義」にたいする不信をもたらした。知識人は、プロレタリア革命を実現するソビエト連邦の存在に希望を見いだそうとしてきた。スターリン主義が革命運動のなかで問題になってくるのは、やはりハンガリー事件（1956年）以降なのだろう。

映画では、真実を伝えるジャーナリズムの重要性が強調されている。真実が隠されるとき、知る権利が制限されるとき、人びとの自由が抑制され、独裁がはじまる。（鹿田研三）